

2023年1月20日

内閣総理大臣 岸田文雄 様
経済産業大臣兼 GX 実行推進担当大臣 西村 康稔 様

東都生活協同組合
理事長 風間与司治

「今後の原子力政策の方向性と行動指針（案）」に対する意見

私たちは、東京都を中心に25万余の組合員がいのちとくらしを守るため、全国の生産者と共に持続可能な社会の実現に向けて活動する消費生活協同組合です。東京電力福島第1原発事故の直後から、私たちは事業と運動を通じて、被災地支援と食の安全・安心の確保、脱原発と省エネルギー・再生可能エネルギー推進に取り組んできました。

岸田総理大臣を議長とするGX（グリーントランスフォーメーション）実行会議は2022年12月22日、原発推進政策を含むGX実現に向けた基本方針を決定しました。脱炭素や電力の安定供給などを口実に、原発再稼働の推進や老朽原発の運転期間延長、原発の新增設・建て替えなど、これまで政府自らが「可能な限り原発依存度を低減する」としてきた原子力政策を大きく転換する内容です。

本案はGX実現に向けた基本方針を補強するものであり、原発の再稼働や運転期間の延長、使用済み燃料の再処理やプルサーマルなど核燃料サイクルの推進、次世代革新炉の開発・建設など、原発を推進する内容です。

福島第1原発事故は11年が経過した今も収束せず、今なお3万人以上が避難を強いられています。福島第1原発事故では、地震国・火山国の日本で原発を稼働させることの危険性が明らかになりました。老朽原発の稼働はさらなる危険を伴い、新增設では2030年までの温室効果ガス削減や現在のエネルギー危機には間に合いません。放射性廃棄物の処理・処分の問題も何ら解決していません。持続可能な社会に向けて、原発からは速やかに撤退し、省エネルギー・再生可能エネルギーの推進に力を尽くすべきです。

本案に対して、以下の意見を提出します。

1. 本案は従来の政府方針を転換するものであり、エネルギー基本計画の内容とも整合しません。広く国民が議論に参加できる機会を保障し、その熟議に基づいて原子力利用の方向性があらためて決定されるべきです

本案は原発再稼働の推進、既存原発の運転期間の延長、次世代革新炉への建て替えなどを柱としています。とりわけ原発の運転期間については「原則40年、最長60年」の運転期間ルールを撤廃し、停止期間を運転年数から除外することで実質的に60年を超える稼働を可能とするものです。政府は2011年の福島第1原発事故以来、原発の新增設や建て替えには言及していませんでした。第6次エネルギー基本計画でも「再生可能エネルギーの拡大を図る中で、可能な限り原発依存度を低減する」と明記していることから、原発の積極活用を図る本案は従来の政策の大転換といえます。

原子力による災害のリスクはゼロにできず、ひとたび重大事故が起きれば国民の生命・健康・財

産や自然環境に取り返しのつかない被害をもたらします。本案で停止期間を除外して60年を超える稼働を可能とし、さらに原発を新設することは、今後何十年にもわたって原発を利用し続けることを意味します。つまり、国民のあらゆる世代が原発には利害を有するといえます。

このような重大な政策転換を、原発推進側の委員が圧倒的多数を占める経済産業省の原子力小委員会で決めてしまったことは大きな問題です。持続可能な脱炭素社会の実現には、国民一人一人の理解と協力、行動変容が不可欠です。そのためには、国民に分かりやすく情報が公開され、国民がエネルギー政策形成の過程に積極的に参加できる仕組みを構築する必要があります。限られたメンバーによる審議会での議論だけでは不十分であり、広く国民が議論に参加できる機会を保障し、その熟議に基づいて原子力利用の方向性があらためて決定されるべきです。

2. 安全性への懸念や放射性廃棄物の処分などの諸問題について解決の見通しが立たない以上、原発の再稼働や運転期間の延長は行うべきではありません

福島第1原発事故は今も収束せず、汚染水が増え続けています。今なお3万人以上が避難を強いられています。福島第1原発事故では、地震国・火山国の日本で原発を稼働させることの危険性が明らかになりました。原発はひとたび大事故が生じれば、国民の生命・健康・財産や自然環境に甚大な被害を及ぼします。放射性廃棄物の処理・処分の問題も未解決のままです。他にも、安全対策費や建設コストの上昇、経済合理性が見いだせない発電コスト、原発の事故処理・賠償費用・廃炉費用の託送料金への上乗せによる際限ない消費者負担などの問題があります。

これらの問題は、再稼働や運転期間の延長によってますます深刻化する懸念があります。原発は30年ないし40年が設計寿命です。福島第1原発事故後に40年以上の運転を原則として認めない運用としたことは、原発設計の技術的事実を踏まえた上で原発依存を低下させるという政策判断を法制化したものです。本案で停止期間を除外して60年を超える稼働を可能とすることで危険性がさらに高まり、老朽化対策などへのコストがさらに増大することは避けられません。

運転期間を原則40年、最長60年とする規定は、福島第1原発事故の教訓を踏まえて、2012年に安全規制として原子炉等規制法に盛り込まれました。運転期間に関する規定は、安全規制の一環ですが、新制度では経済産業省が所管する電気事業法に盛り込むものとみられます。運転期間延長認可制度は引き続き、規制を担当する原子力規制委員会の下で厳格に運用されるべきです。原子力を推進する立場の経済産業省が、停止期間を除外して運転期間を延長する措置を講じることは、原発事故の教訓を踏まえた「利用と規制の分離」をないがしろにし、原発事故前の状況に戻ることにほかならず、原子炉等規制法とその成立経緯を無視するものです。

原発に関する諸問題が解決されず、本案が福島第1原発事故の最大の教訓である「安全神話からの脱却」を掲げるのであれば、原発の再稼働や運転期間の延長を行うべきではありません。

本案では「エネルギー供給における自己決定力の確保、グリーントランスフォーメーションにおける牽引役としての貢献」として運転延長や定期点検の間隔を伸ばすことなどを掲げています。日本の原発はウラン燃料の全量を輸入に依存しており、資源獲得競争の激化など厳しさを増す国際情勢と無縁ではありません。核施設が武力攻撃の対象となり得ることは、ロシアによるウクライナ侵略でも明らかであり、原発には自然災害を含めて有事の際の脆弱性という根本的な問題があります。原発は事故やトラブルが頻繁に生じるなど、不安定な電源でもあります。大規模

集中電源である原発に事故やトラブルが生じた場合、その影響は広範囲に及びます。原発は電力の安定供給上も問題があります。気候変動対策としても、エネルギー安全保障の観点からも、原発からは速やかに撤退するべきです。

3. 2030年までの温室効果ガス排出削減につながらず、将来世代にリスクとコストを負わせる次世代革新炉の新設は見送り、原発に頼らない政策に転換するべきです

本案では「次世代革新炉」に関する記述が不足しており、どのようなタイプを想定しているのか明らかではありません。革新炉について現在、唯一現実的なのは「革新軽水炉」と呼ばれているものですが、何が革新なのかは明らかではなく、従来の軽水炉の延長線上です。放射性廃棄物をはじめ現在の原発が抱える諸問題は基本的に解決できません。次世代革新炉なるものを開発するには多大な時間と資金を要することが想定されますが、それが商用化できるかどうかは見通せません。

気候変動対策としては2030年までの温室効果ガス排出削減が決定的に重要ですが、次世代革新炉の開発・建設や建て替えではその期限に間に合わないばかりか、足元のエネルギー危機に資することもできません。いま原発を新設することは、少なくとも今世紀末まで原発を利用し続けることを意味しており、この上さらに解決不可能な放射性廃棄物を長期にわたって生み出し続けることとなります。革新炉の開発・建設に関わる投資は、世界的にも技術革新の進む省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入拡大策にこそ充てるべきです。

プルサーマルは本来ウラン燃料を燃やすはずの炉で異質な核特性を持つプルトニウムを燃やすことで、通常のウラン燃料よりはるかに危険となります。使用済みMOX燃料の熱量は高く、移動できるようになるまでに100年以上、原発敷地内のプールで冷却しなければなりません。また現在、日本国内で使用済みMOX燃料を処分できる施設はありません。高速増殖炉「もんじゅ」の廃炉が決定し、六ヶ所再処理工場の稼働は見通せず、核燃料サイクルは実質破綻しています。その失敗を認めずに使用済み核燃料の再処理とプルサーマルによる核燃料サイクルに固執し、リスクとコストを住民や国民に押し付けることは許されません。

将来世代にリスクとコストを負わせることにつながる次世代革新炉の開発・建設は見送り、核燃料サイクルからは撤退し、原発に頼らない政策に転換するべきです。

以上